

# 「訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度」の創設及び拡大

## <改正前の制度>

職業能力形成機会に恵まれない者が安心して訓練を受けられるよう、委託訓練活用型デュアルシステム受講者等に対する生活費を加味した貸付けを行うもの(技能者育成資金制度)。

- 貸付要件  
所得が150万円以下の者
- 貸付額 **46,200円**

- 返還  
訓練修了後6か月を経過した後、16年以内の年賦、半年賦等の方法により返還。

## 《給付ができる制度の創設、貸付額の引上げ等》

### 一次補正

※H20.11.4制度改正

- 貸付要件
  - ・所得が200万円以下の者
  - ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者

○貸付額  
46,200円、**100,000円**

- 返還免除要件【創設】
- ・年長フリーター(25～34歳)
  - ・30代後半の不安定就労者
  - ・母子家庭の母親

のうち、次の要件のどちらも満たすもの  
(i) 所得が150万円以下の主たる生計者  
(ii) 訓練を適切に修了したこと

### 二次補正

※H21.1.1から適用

## 《貸付額の引上げ、返還免除要件の拡充等》

### 生活対策

- 貸付要件
  - ・所得が200万円以下の者
  - ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者

○貸付額  
46,200円、100,000円  
→扶養家族を有する者に対する貸付額:120,000円

- 返還免除要件
- ・年長フリーター(25～34歳)
  - ・30代後半の不安定就労者
  - ・母子家庭の母親
  - ・40歳以上の者

のうち、次の要件のどちらも満たすもの  
(i) 所得が200万円以下の主たる生計者  
(ii) 訓練を適切に修了したこと

## 《貸付要件の拡充、返還免除要件の拡充等》

### 新たな雇用対策

- 貸付要件  
所得が200万円以下のいずれかの者
  - ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者

- ・離職した派遣労働者等
- ・橋渡し訓練受講者

○貸付額  
46,200円、100,000円  
→扶養家族を有する者に対する貸付額:120,000円

- 返還免除要件
- ・25歳未満の者を追加し、年齢等の要件を撤廃

貸付者のうち、次の要件のどちらも満たすもの  
(i) 所得が200万円以下の主たる生計者  
(ii) 訓練を適切に修了したこと

## 【返還免除額】

貸付額	46,200円	100,000円	120,000円
(1)求職活動を行っている場合	36,960円	80,000円	100,000円
(2)就職した場合	46,200円	100,000円	120,000円